

## 元女性国税専門官からのひとこと～相続土地国庫帰属制度～

### 相続土地国庫帰属制度とは

土地を相続したものの使い道がなく、手放したいけれど引き取り手もなく、処分に困っているような土地が所有者不明土地の予備軍になっているとされています。そこで、所有者不明土地の発生を防止するため、土地を相続した者が、不要な土地を手放して、国に引き渡すことができる相続土地国庫帰属制度が2023年4月27日施行されました。

基本的には、相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば、だれでも申請できます（売買等によって土地を取得した方や法人については対象外）。土地が共有地である場合には、共有者全員で申請する必要があります。そして、国に引き渡すためには、法務大臣（窓口は法務局）の承認を得た上で、負担金（10年分の土地管理費相当額）を納付する必要があります。

### 申請の段階で却下となる土地は以下のとおりです。

1. 建物がある土地
2. 担保権や使用収益権が設定されている土地
3. 他人の利用が予定されている土地
4. 特定の有害物質によって土壌汚染されている土地
5. 境界が明らかでない土地・所有権の存否や範囲について争いがある土地

### 該当すると判断された場合に不承認となる土地

1. 一定の勾配・高さの崖があって、管理に過大な費用・労力がかかる土地
2. 土地の管理・処分を阻害する有体物が地上にある土地
3. 土地の管理・処分のために、除去しなければいけない有体物が地下にある土地
4. 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ管理・処分ができない土地

### 費用はどれくらいかかるか？

申請する際には、1筆の土地当たり14,000円の審査手数料を納付する必要があります。さらに、法務局による審査を経て承認されると、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金を納付します。同じ種目の土地が隣接していれば、負担金の合算の申出をすることができ、2筆以上でも負担金は原則20万円です。なお、一部の市街地の宅地、農用地区域の農用地、森林などについては、面積に応じて負担金を算定するものもあります。

負担金の例 資料：法務省「相続土地国庫帰属制度の負担金」

宅地	面積にかかわらず、 <b>20万円</b> ただし、一部の市街地の宅地については、面積に応じ算定
田、畑	面積にかかわらず、 <b>20万円</b> ただし、一部の市街地、農用地区域の田、畑については、面積に応じて算定
森林	面積に応じ算定
その他 雑種地、原野等	面積にかかわらず、 <b>20万円</b>